

福岡県都市計画審議会公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の審議を公開するために必要な事項を定めるものとする。

(審議の傍聴)

第2条 審議会の審議は、傍聴を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められ、審議会で公開しないことを決定した審議事項については、この限りでない。

- ① 審議事項が福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号)第7条各号に規定する非開示情報を含み、公開により個人の権利の侵害その他の支障を生ずるおそれがあるとき。
- ② 公開により公正かつ円滑な審議が阻害され、その他不測の事態が発生するおそれがあるとき。

(傍聴席)

第3条 傍聴席は、報道関係者席と一般席に分ける。

(傍聴券の交付等)

第4条 一般席に入る傍聴人は、傍聴券を所持していなければならない。

2 報道関係者席に入る傍聴人は、会長又は会長の委任を受けた職員の許可を受けなければならない。

第5条 前条第1項の傍聴券は、あらかじめ会長が定めた傍聴定員に達するまで、審議会の当日交付する。この場合において、交付は先着順とする。ただし会長が必要と認めるときは、抽選の方法によることができる。

第6条 傍聴券の交付を受けようとする者は、その住所、氏名、職業及び年齢を記入した所定の申込書を、審議会の会場の受付に提出しなければならない。

2 傍聴券申し込みの受付開始時間は、審議会の開始時刻の30分前とする。

第7条 第5条の規定にかかわらず、次の者には傍聴券を交付しない。

- ① 酗酔者その他心神こう弱の状態にあると認められる者
- ② 凶器その他危険物を携帯した者
- ③ 示威又はけん騒にわたる行為をしている者
- ④ 未成年者(会長が特に許可した者を除く。)

(遵守事項)

第8条 傍聴人は、次の事項を遵守するほか、会長の指示に従って静穏に傍聴しなければならない。

- ① 大声を上げ、又は拍手その他のけん騒にわたる行為をしないこと。
- ② 審議について発言し、又は私語をしないこと。
- ③ 帽子又は外套の類を着用したまま傍聴しないこと。
- ④ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑤ 旗、のぼり、プラカード、看板若しくは懸垂幕の類又はビラ、ポスターその他の配布物を持ち込まないこと。
- ⑥ かさその他の手荷物は指定された場所に置き、手荷物の内容の確認を求められたときは、これに協力すること。
- ⑦ 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- ⑧ その他審議の秩序又は議事の進行を妨害する行為をしないこと。

(秩序の維持)

第9条 前条の規定に違反する者は、会長の指示により速やかに退室しなければならない。

附 則

この規程は、平成13年8月3日から施行する。